

○那須塩原市ごみステーション設置要綱

平成17年1月1日告示第68号

改正

平成20年4月1日告示第88号  
平成21年3月31日告示第65号  
平成31年3月29日告示第67号  
令和5年2月21日告示第16号  
令和6年2月27日告示第36号

那須塩原市ごみステーション設置要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、那須塩原市における市民生活の保全及び安全かつ効率的なごみ収集を行うため、ごみステーション（那須塩原市一般廃棄物処理実施計画に定めるステーションをいう。以下「ステーション」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 ステーションは、地域連帯感を基調として、地域の責任において場所を選定し、設置するものとする。

（届出）

第3条 ステーションを設置し、変更し又は廃止しようとする者は、ごみステーション設置関係届出書（別記様式）に必要な事項を記入の上、利用開始希望日の3週間前までに市長に提出するものとする。

2 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2の許可を受け、集合住宅の建設又は住宅団地の開発行為をしようとする者は、ステーションの設置について、市長と事前に協議するものとする。

（ステーションの基準）

第4条 ステーションを設置し、又は変更する場合の基準は、次のとおりとする。

（1）ステーション1箇所当たり、おおむね10世帯以上の利用世帯があること。ただし、利用世帯の増加が確実に見込まれる場合又は地域の事情により市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

（2）ステーションの場所は、次の基準を満たすものであること。

ア ステーションとして利用する場所の地権者等の承諾があること。

イ 収集作業及び交通安全上、危険な場所でないこと。

ウ ごみ収集車が容易に方向転換、通り抜けができること。

（3）ステーションの面積等は、次の基準を満たすものであること。

ア 1世帯当たり0.2㎡以上の面積があること。ただし、面積の確保が困難な場合は、別途協議するものとする。

イ 工作物を設ける場合には、次のとおりとすること。ただし、寸法の確保が困難な場合は、別途協議するものとする。

天井まで 1.8m以上

奥行き 2.5m以内

開口部 幅0.9m以上、高さ1.7m以上

（現地調査等）

第5条 市長は、第3条の届出があった場合は、速やかに現地調査及び廃棄物減量等推進員への確認を行うものとする。この場合において、必要があるときは、届出人に立会いを求めることができる。

2 市長は、ステーションの設置後、必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 市長は、関係者からの意見及び前項の規定による調査の結果、第3条第1項の規定による届出の内容と利用実態に相違があると認められる場合は、当該ステーションの設置場所等の変更又は廃止をすることができる。

（設置等の決定）

第6条 市長は、ステーションの設置、変更又は廃止を適当と認めた場合は、届出人に対して決定の内容及び利用開始日又は廃止日の通知をするものとする。

（維持管理等）

第7条 ステーションの利用者は、ステーション責任者を置き、市が定めるごみの出し方のルールを守るとともに、清掃当番を決めるなどして、ステーションの清潔保持に努めるものとする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第88号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第65号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第67号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月21日告示第16号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月27日告示第36号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(表)

年 月 日

那須塩原市長 様

届出者 住所  
氏名  
電話 ( )

ごみステーション設置関係届出書(新設・変更・廃止)

|                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 行政 区                   |                                |
| ステーションの構造              | 1 ブロック造 2 金網造 3 物置タイプ 4 その他( ) |
| 設 置 場 所                | 那須塩原市                          |
| 土 地 所 有 者<br>(設 置 同 意) | 住所                             |
|                        | 氏名 (自署若しくは記名押印とする。)            |
| ステーション責任者              | 住所                             |
|                        | 氏名 電話                          |
| ステーション設置場所(略図)         |                                |
|                        |                                |

※以下の二重枠内は、記入しないでください。

| 課 長 | 補 佐 | 係 長                  | 係 | 地図記入 | 収集指示 |
|-----|-----|----------------------|---|------|------|
|     |     |                      |   |      |      |
| 確認日 | 確認者 | 所見                   |   |      |      |
|     |     |                      |   |      |      |
| 通知日 | 通知者 | ステーションNo. :          |   |      |      |
|     |     | 収集開始(廃止)日 : 年 月 日( ) |   |      |      |
|     |     | 収 集 業 者 :            |   |      |      |
|     |     | 廃棄物減量等推進員 :          |   |      |      |

(裏)

| No. | 住 所 | 世帯主名 | 備 考 |
|-----|-----|------|-----|
| 1   |     |      |     |
| 2   |     |      |     |
| 3   |     |      |     |
| 4   |     |      |     |
| 5   |     |      |     |
| 6   |     |      |     |
| 7   |     |      |     |
| 8   |     |      |     |
| 9   |     |      |     |
| 10  |     |      |     |
| 11  |     |      |     |
| 12  |     |      |     |
| 13  |     |      |     |
| 14  |     |      |     |
| 15  |     |      |     |
| 16  |     |      |     |
| 17  |     |      |     |
| 18  |     |      |     |
| 19  |     |      |     |
| 20  |     |      |     |

《ごみステーション設置及び利用上の注意》

- 届出書を利用開始希望日の3週間前までに市に提出すること。
- 新設においては、利用世帯数がおおむね10世帯以上であること。
- ごみ収集車が容易に方向転換、通り抜けできる場所であること。
- 一方通行の場合は必ず左側に設置すること。また交差点の近くには設置しないこと。
- ステーションの面積は、1世帯当たり0.2㎡以上の面積があること。
- 構造物を設置する場合は、次の基準に従い収集作業が容易にできる構造にすること。  
(天井まで1.8m以上、奥行き2.5m以内、開口部 幅0.9m以上・高さ1.7m以上)
- ステーションの維持管理は、利用者が責任をもって常に清潔に保つこと。
- ごみは「ごみ分別事典」を参考にして、きちんと種類ごとに分別して収集日の朝8時30分(塩原温泉地区は8時)までに出すこと。夜中に出さないようにすること。
- 粗大ごみや引越などで出た大量のごみは、那須塩原クリーンセンターに直接搬入すること。